

# 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金

## 1. 対象者

市内の敷地に設置されているブロック塀等を所有する個人・法人

## 2. 補助金対象ブロック塀等

道路に面したコンクリートブロック造または組積造の塀（門柱を含む）で、高さ1 m以上\*、かつ2段積み以上のもの

※ 道路と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路面からの高さが1 m以上

## 3. 対象事業

(1) 道路に面して設置されたブロック塀等及び門柱の全部を解体し、撤去する工事

※ 対象ブロック塀等を撤去後にフェンス等を設置する工事に対しても補助金を交付

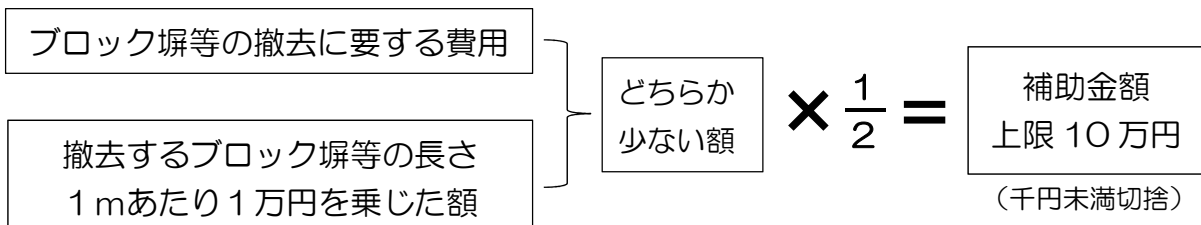
(2) 上記の工事をこれから行うもの

※ 補助金交付決定前に工事契約・着手された場合及び対象ブロック塀等の一部のみを  
除却する場合は、補助の対象になりません

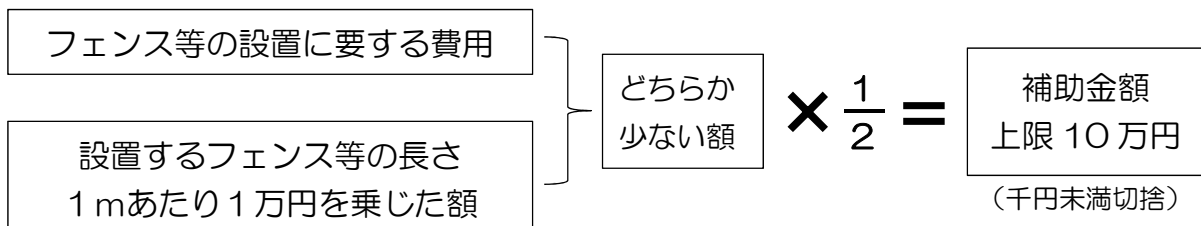
※ 市職員による現地調査により、補助の対象とならない場合があります

## 4. 補助金の額

### 【撤去】



### 【改修】※フェンス等の設置のみの工事は対象外



※撤去とあわせて改修をする場合、撤去と改修の補助金額を合計した金額となります。

## 5. 申請時に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 付近見取図
- (3) 撤去前のブロック塀等の配置図及び写真
- (4) 改修に係るフェンス等の計画図面
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※(4)については、改修の補助を受ける場合のみ必要です。

※(6)については、補助金の受取りを工事施工業者に委任される場合のみ必要です。

## 6. 提出場所

都市計画部建築指導課（市本庁舎5階）

各総合支所地域振興課

## 7. 留意点

- 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面してフェンス等を設置する場合は、道路中心より2m後退する必要があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
- 補助金の交付は、一敷地につき1回までです。
- 同年度の1月末までに対象工事が完了することを確認して申請ください。

### 【お問い合わせ先】

津市 都市計画部 建築指導課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL：059-229-3187 / FAX：059-229-3336

# 手続きの流れ

## Step1 申請

### ① 交付申請

申請書に必要事項を記入、自署又は記名押印し、その他必要書類を添えて**建築指導課**または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

※工事着手10日前までに提出

### ② 既存ブロック塀等の現地調査

市職員による現地調査を実施し、補助対象かを確認します。

### ③ 交付決定通知の受理

市から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。

## Step2 工事

### ④ 工事の実施

交付決定通知後、工事施工業者と契約を交わし、工事を実施して下さい。

**完了時の写真を忘れずに撮って下さい。**

※交付決定日までに契約もしくは工事を着手した場合は補助対象外となります。

※同年度の1月末までに工事を完了すること

## Step3 完了

### ⑤ 実績報告書の提出

工事が完了したら、完了後30日以内の実績報告書を**建築指導課**へ提出して下さい。また、添付書類として、次のものが必要になります。

① 完了時の写真

② 領収書の写し

※補助金の受取りを工事業者に委任する場合は、**要した費用から補助金額を除いた額の領収書等の写し**

③ 契約書又は契約書に代わる書類（注文書及び注文請書）の写し

### ⑥ 交付確定通知

市から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。

## Step4 請求支払い

### ⑦ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。

※補助金の受取りを工事業者に委任される場合は、**委任状が必要です。**

（請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

## 補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

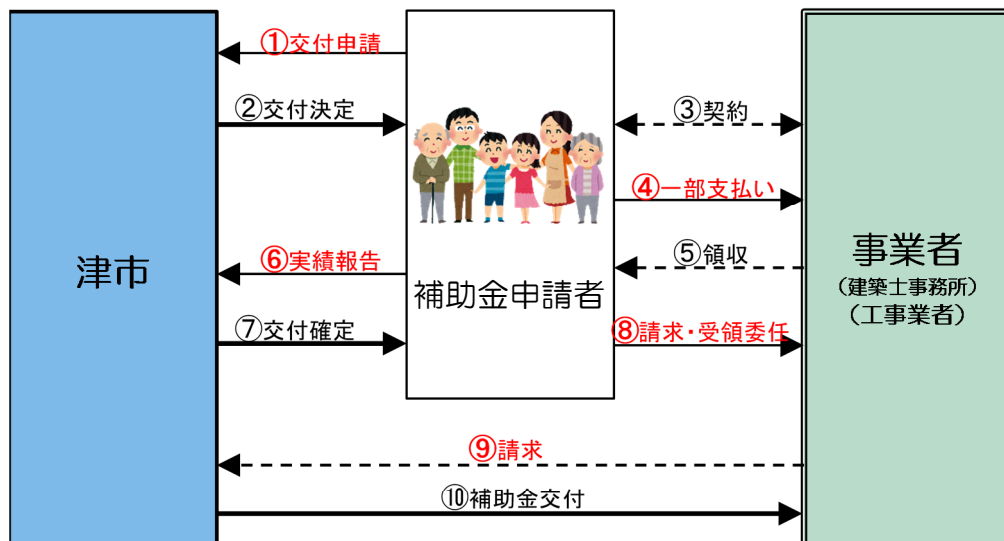
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者を支払っていただくだけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

●要する費用が50万円（補助金額20万円）の場合



### 補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者を支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課  
〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号  
TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336